

船橋市児童相談所基本構想の改訂について

1 船橋市児童相談所基本構想の改訂の背景と理由

(1) 背景

①社会的な背景

- 1) 全国的に児童虐待相談対応件数が増大、虐待による重篤な死亡事例が後を絶ちません。
- 2) 児童福祉部門と母子保健部門の連携強化が求められています。

②改正児童福祉法の施行

- 1) 令和4年6月の児童福祉法の改正においてこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となりました。

(2) 基本構想改訂の理由

児童虐待の発生予防体制を強化し、ポピュレーションから寄り添い伴走型の支援を展開していく必要性が高いと考え、こども家庭センターを設置することとしました。

こども家庭センターと市児童相談所との連携や業務における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため、基本方針及び運営方針を改訂します。

①船橋市が目指すこども家庭センターの基本的な考え方

- 1) 児童虐待の発生予防体制の強化
- 2) 虐待対応における再発防止体制の強化
- 3) こどもや家庭に係る相談体制の強化

②こども家庭センターの体制検討の経緯

【別紙1】「船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過」

(3) 船橋市児童相談所基本構想改訂案の概要

【別紙2】「船橋市児童相談所基本構想「基本方針」・「運営方針」改訂案の概要」

2 船橋市児童相談所基本構想改訂検討会

(1) 船橋市児童相談所基本構想改訂検討会の概要

令和6年5月29日に第1回検討会を開催し、学識経験者等8名の委員から事務局作成の案に意見をもらい、修正したうえで8月27日に開催した第2回検討会において船橋市児童相談所基本構想改訂（案）を諮りました。

(2) 船橋市児童相談所基本構想改訂検討会の結果

実際に運営が始まった際には、様々な課題に直面することもあることから、市は今回示した体制案等に固執することなく、柔軟に運営等を変更しながら、よりよい支援体制が実現できるよう検討を続けていただきたい旨の意見を申し添える形で本改訂案が検討会の成案となりました。

(3) 児童相談所とこども家庭センターの運営体制への意見・助言

- ・ 市民にとって相談しやすいということが一番大事なので、窓口が分かれていることで分かりづらいということがないようにしてもらいたい。
- ・ ICT化を進めてもらい、業務効率化や連携強化を図ってもらいたい。
- ・ 施設の児童との信頼関係が築けるような人材を育成して欲しい。
- ・ 職員のメンタルヘルスケアに配慮した、職場の雰囲気作りや職員配置、研修等を行って欲しい。
- ・ 一時保護所や施設で預かることのできない児童に対応できるような体制作りが必要である。
- ・ 市民が自分にできることとして考えてもらえるような里親の普及啓発や掘り起こしをしてもらいたい。
- ・ 意見の食い違いや押し付け合いなど、合同会議がどれだけうまくいくのか懸念はあるが、実際に運用してみて不都合があれば柔軟に体制を変更してほしい。
- ・ 虐待の発生予防体制の強化を重視し機能を一体化することは大事だと思うが、その分負担も増えるので役割分担した上で、必要十分な連携を図って欲しい。
- ・ 一時保護所におけるこどもの権利が大きく制約されている。船橋の一時保護所では職員との対話を通し、こどもの意見を聞きながら権利を保障する取り組みをして欲しい。
- ・ 現実的には別施設設置案しかないと思う。
- ・ 虐待された児童への対応はもちろんだが、親の支援や親子関係が良くなるような取り組みも行っていただきたい。
- ・ 児童相談所を設置するにあたり、船橋市は基本構想について長い時間をかけてしっかり協議・検討しているので開設する時も期待をしている。
- ・ 児童養護施設や乳児院、里親支援センターなどの児童福祉施設やショートステイ事業など、民間団体などの社会資源の整備についても考えて欲しい。
- ・ 市で児童相談所を設置することは小回りが利き切れ目のない支援ができることがメリットであり、「船橋市のこどもは船橋市で責任を持つ」という体制づくりがすごく大事である。

3 今後のスケジュール

本委員会における報告の後、船橋市児童相談所基本構想「基本方針」・「運営方針」改訂版を最終的に決定し、10月頃にホームページで公表する予定です。